

不正防止計画表

青森大学科学研究費補助金等公的研究費取扱規程第2条2に定める不正防止の方針に基づき、不正防止計画推進部署要項に定める業務を以下のとおり計画する。

1. 責任体系の明確化

事項	不正発生の要因	不正防止のための取り組み
責任体系が明確でない	組織としての責任体系が曖昧である	責任体系を明確にするための規則を制定し、業務分掌をホームページ上で公開している
	人事異動により後任者への引継ぎが不十分で、後任者に責任体系に関する十分な認識がない	前任者から後任者に対する十分な引継ぎを行うとともに、担当部署による説明を行い、責任の意識低下を防止する

2. 適正な運営・管理に関わる環境整備

事項	不正発生の要因	不正防止のための取り組み
公的研究費が税金によってまかなわれていることに対する意識が希薄である	研究者は、獲得した公的研究費は自分のものであるという意識、管理・運営する事務職員にも単なる事務手続きを行っているという意識がある	科研費応募時等に説明会を実施し、日程やルール等の周知徹底を図る。関係規程はホームページ上で公開している
コンプライアンスに対する意識が希薄である	公的研究費の公募要領や使用ルールに関し、認識が不足している	コンプライアンス教育を実施し、受講状況と理解度を管理監督する。不正を行ったことが認められた場合には、処分を行い、氏名等を公表する
研究費執行について、この位は許容されるだろうという認識の甘さがある	他の研究者から聞いた事がある等、誤った情報をうのみにしたまま研究遂行している	不正使用を行わない等の研究者倫理に関する内容が記載された誓約書あるいは確認書の提出を義務づける

3. 研究費の適正な運営・管理活動

事項	不正発生の要因	不正防止のための取り組み
年度末に予算執行が集注する	研究の遂行状況が適切に把握されていない	予算執行は把握できる状態にあるので、定期的に調査し、必要な場合にはコンプライアンス推進責任者等が指導を行う
研究者自身による発注で、業者との癒着を生み、不正な取引に発展する	10万円以下の発注は研究者にも認められている	関係書類を添えて、総務課長に報告し、納品後の検収を受ける
	研究者と業者との打ち合わせが不透明である	打ち合わせはできるだけオープンスペース等を利用したり、経営戦略局職員を同席させる
(謝金) 非常勤雇用者等のカラ雇用が発生する	管理が書類上のみ行われ、研究者以外の実施確認が行えないため、カラ雇用が発生する	勤務表は総務課長が管理し、出勤時の押印と退勤時の報告をおこなわせ、月末には研究者と雇用者の確認印を押印させる。給与は総務課長から手渡しする
(旅費) カラ出張が行われる	出張の事実確認不足により、旅費の架空請求や水増し請求のリスクが生じる	出張報告書には目的・用務地・宿泊先を記載させ、後日でも確認ができるよう指導する。宿泊先については確認を取ることもある

(物品費) 領収書の記載内容が不十分である	複数の物品を購入した際、内訳が明記されていないために、業者との不正な取引が疑われる	領収書の記載内容が不十分な場合には、領収書の他に、内訳が記載されたもの（レシート等）の提出を求め、現物検収等を行う
特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発や作成、機器の保守・点検等）に関する検収が不十分である	専門知識を要する検収となるため、事務職員だけでは対応しきれない場合がある	当該研究者と利害関係が存在しない専門的知識を有した他の研究者にも協力依頼し、役務に対する成果を確認する等の検収を行う

4. 情報発信・共有化を推進する体制の確立

事項	不正発生の要因	不正防止のための取り組み
不正を知っても通報しない	学内外からの相談窓口が判りにくく、情報の共有が図れない	通報・相談窓口への連絡方法や通報者の保護に関し、ホームページ上で公開し、外部、教職員への周知徹底を図る
	取引業者が不正を通報すれば不利益な取り扱いを受けるのではないかと懸念し通報しない	青森大学公益通報者保護等に関する規程をホームページ上に公開しており、安心して通報できるよう、取引業者との信頼関係を構築する
不正に対する本学の取り組みに関して関心が薄い	不正への取り組み方針が正しく伝わっておらず、関係者の意識喚起が不足している	ホームページ等を通じ学内外に対して不正防止に対する取り組みの情報を発信すると共に、各種説明会を通じ、情報の周知徹底を図る

5. モニタリング

事項	不正発生の要因	不正防止のための取り組み
監査体制や不正防止計画が適正なものになっていない	モニタリングが不十分となり、不正発生リスクが存在する	不正防止計画推進部署・内部監査チーム・コンプライアンス推進責任者の連携を強化する。内部監査チームによる監査を実施し、請求書・納品書・現物の確認を行い、取引業者に台帳提出を求める等、取引が適正に行われているかチェックする。監査対象は物品に限らず、謝金・旅費・役務、研究の遂行状況等にも拡大し、多面的なチェックを行う。不正発生のリスクと要因を把握し、規程改正等の提言を行う